

岩手県告示第470号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成24年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成24年6月13日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人ことぶきの会
 - イ 代表者の氏名 館道博美
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第1地割4番地2
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や青少年に対して、保健、福祉に関する事業を行い、心身の健康の保持、増進を図る事により利用者及びその家族、ひいては公益に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請のあった年月日 平成24年6月13日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人ふる里福祉会
 - イ 代表者の氏名 鹿島文矢
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県紫波郡矢巾町内
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人達に対して、1人ひとりのニーズに応じた「発達・自立支援」や「仕事支援」、「生き方支援」、「活動・参加支援」を行うことで、地域社会において自立した生活を営むことが出来るよう、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請のあった年月日 平成24年6月18日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人はまゆり
 - イ 代表者の氏名 木下妙子
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市上堂三丁目19番34号
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、障害者自立支援法のもとで、3障害のうち未だ地域理解が遅々としている精神障害者に対して、地域で生活するための共同生活援助事業（グループホーム）を行い、精神障害者の社会的自立を図るとともに、地域社会での精神障害者理解の一翼を担うノーマライゼーションの精神を実践することにより、障害を持つ人も持たない人も健全に暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 4 (1) 申請のあった年月日 平成24年6月19日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人遠野まごころネット
 - イ 代表者の氏名 多田一彦
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県遠野市大工町10番10号
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、自然災害時の被災者及びこの支援活動に携わる関係者、事業者に対して、復興支援に関する事業を行い、被災者の生活再建ならびに被災地の経済復興、さらには、今後起き得る自然災害時に迅速に対応できるネットワーク構築、マニュアル策定に寄与することを目的とする。さらには、遠野市の自然資源を生かした、メンタル・ケア・プログラムを構築し、被災者への貢献、さらには遠野市の観光資源への活用、観光産業の育成にも寄与することを目的とする。